

## 【売買参加者の新規参入ルールについて】

### 新規参入に関する承認等の判断は、権限を有する開設者（本連合会）が行う

新規の参入ルールについて、当該卸売市場業務規程を下記に記す

（買受人の承認）

1. 本連合会から卸売を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した買受人承認申請書を本連合会に提出し、その承認を受けなければならない
  - （1）氏名、名称、商号、住所及び略歴
  - （2）法人の場合にあっては、資本又は出資の額及び役員の氏名
  - （3）卸売を受けようとする取扱品目及び買受見込高
  - （4）その他必要な事項
  
2. 本連合会は、前項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き同項の承認をするものとする
  - （1）申請者が破産者で復権を得ない者であるとき
  - （2）申請者が卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき
  - （3）申請者が本連合会の役員若しくは職員であるとき
  - （4）申請者が承認の取り消しを受け、その取り消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき

